

阪南市立学校のあり方について 答申

令和7年2月

阪南市立学校のあり方検討委員会

～ 目 次 ～

はじめに	P 3
I. 阪南市立学校をめぐる現状と課題	P 4
1. 阪南市の人口推移と将来推計	P 4
2. 児童生徒数の現状と今後の見込み	P 5
3. 学校規模の現状と今後の見込み	P 6
(1) これまでの学級数の推移	
(2) 今後の学級数	
(3) 適正規模に満たない学校	
4. 学校規模による課題	P 9
(1) 小規模校のメリット・デメリット	
(2) 既存学校の普通教室の状況	
II. 阪南市のめざす教育のあり方	P 12
1. 阪南市教育大綱について	P 12
2. 学校園教育基本方針について	P 12
3. ソフト面についての検討	P 13
(1) 小中一貫教育	
(2) 学校と地域	
(3) 学校選択制	
(4) 支援教育	
(5) 少人数学級	
(6) 阪南GIGAスクールビジョン	
(7) 海洋教育	
(8) 英語教育	
4. ハード面についての検討	P 24
(1) 施設の老朽化等	
(2) 防災機能	
(3) 学校跡地の取扱い	
(4) 校区と通学	
5. その他の検討	P 28
(1) 留守家庭児童会	
(2) 財政	

Ⅲ. 阪南市立学校の適正規模・適正配置のあり方・・・・・・・・・・	P 3 3
1. 小中学校の適正規模・適正配置の検討にあたって・・・・・・・・	P 3 3
(1) 現行の法制度	
(2) 阪南市における現状の小中学校の適正な学校規模の基本的な考え方	
(3) 適正な学校規模・学校配置	
2. 留意点について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 3 5
Ⅳ. まとめ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 3 6
おわりに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 3 8

資料編

1. 諮問
2. 検討経過

はじめに

近年、全国的に少子化が進行する中、阪南市においても児童生徒数は減少の一途を辿っており、子どもたちの資質・能力を育む「主体的・対話的で深い学び」を実現し、知・徳・体にわたる「生きる力」を子どもたちに育むため、少子化に適切に対応した教育環境の改善・充実が求められている。

そのような状況のもと、阪南市教育委員会（以下「教育委員会」という）では、少子化や教育施設の老朽化等の課題に対して、より良い教育環境を整備し、魅力ある学校園づくりを推進するため、平成17年12月の阪南市小中学校及び幼稚園整理統合審議会からの答申を受けて、平成18年11月に阪南市小中学校及び幼稚園の整理統合整備計画（以下「統合計画」という）を策定し整理統合に取り組まれ、令和2年4月の鳥取中学校と尾崎中学校の統合をもって、統合計画に記載の小中学校の統合は、すべて完了した。

しかしながら、統合計画の策定から18年が経過しており、更に想定以上の少子化が進み、統合後においても適正規模に満たない学校があるとともに、施設についても、老朽化対策が必要となっている。また、平成27年1月に文部科学省により「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き」が策定されたことや、小学校の学級編制の標準が約40年ぶりに見直されたことなど、学校の適正規模や適正配置を取り巻く環境が大きく変化している。

このような状況を踏まえ、本市の小中学校が抱える課題を整理した上で、今後の小中学校のあり方の検討を進めていく必要があることから、教育委員会は、令和4（2022）年3月に14名の検討委員による阪南市立学校のあり方検討委員会（以下「本委員会」という）を設置され、本委員会に対し、阪南市立学校のあり方検討について、諮問されたものである。

教育委員会からは次の3点を諮問された。

1. これからの時代に即した本市のめざすべき教育のあり方について
2. 今後の児童生徒数の状況、地理的条件及び地方交付税の算定基準等を踏まえた本市がめざすべき教育にふさわしい学校数と配置について
3. 前号に掲げるもののほか、阪南市立学校の小中学校のあり方の検討を進めるため、重要と認める事項

諮問を受け、本委員会は第1回検討委員会から3年にわたり11回の検討委員会を開催し、重ねてきた議論の内容をもとに本答申書を作成した。

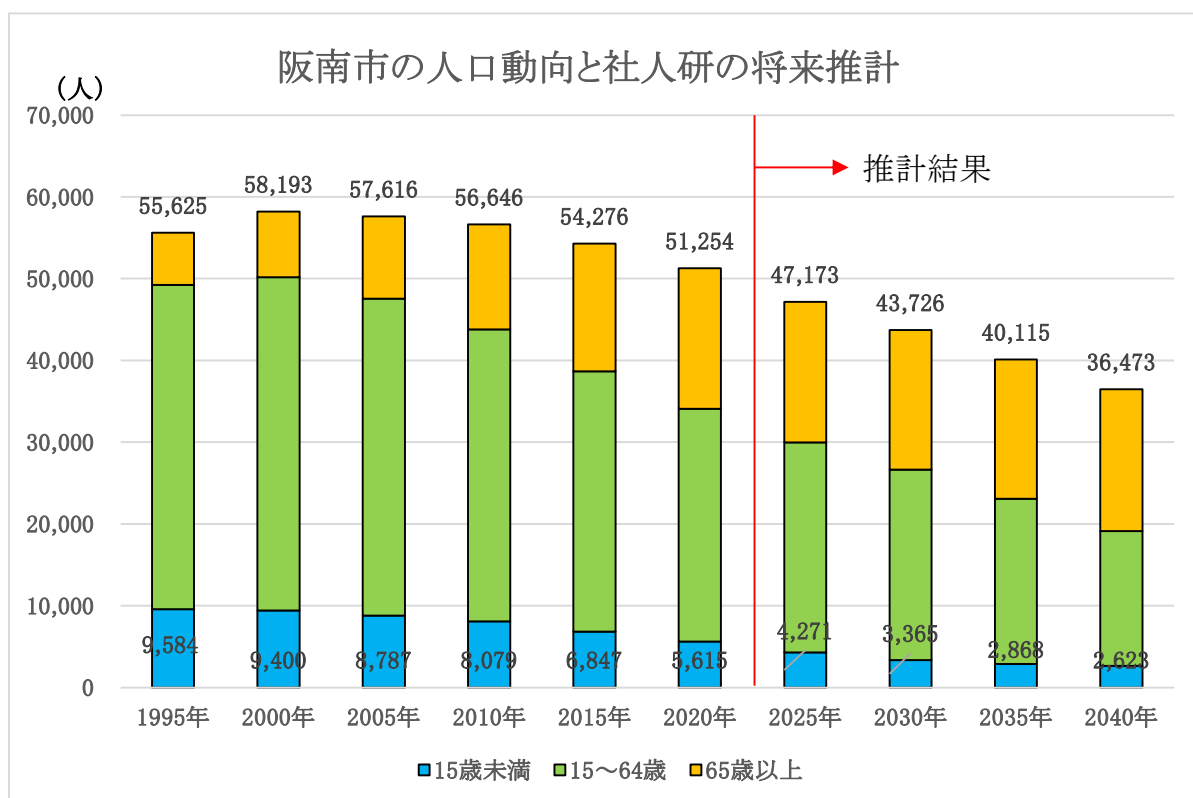
この答申が、将来を担う本市の子どもたちにとって、より良い教育環境の実現のための一助となることを願う。

I. 阪南市立学校をめぐる現状と課題

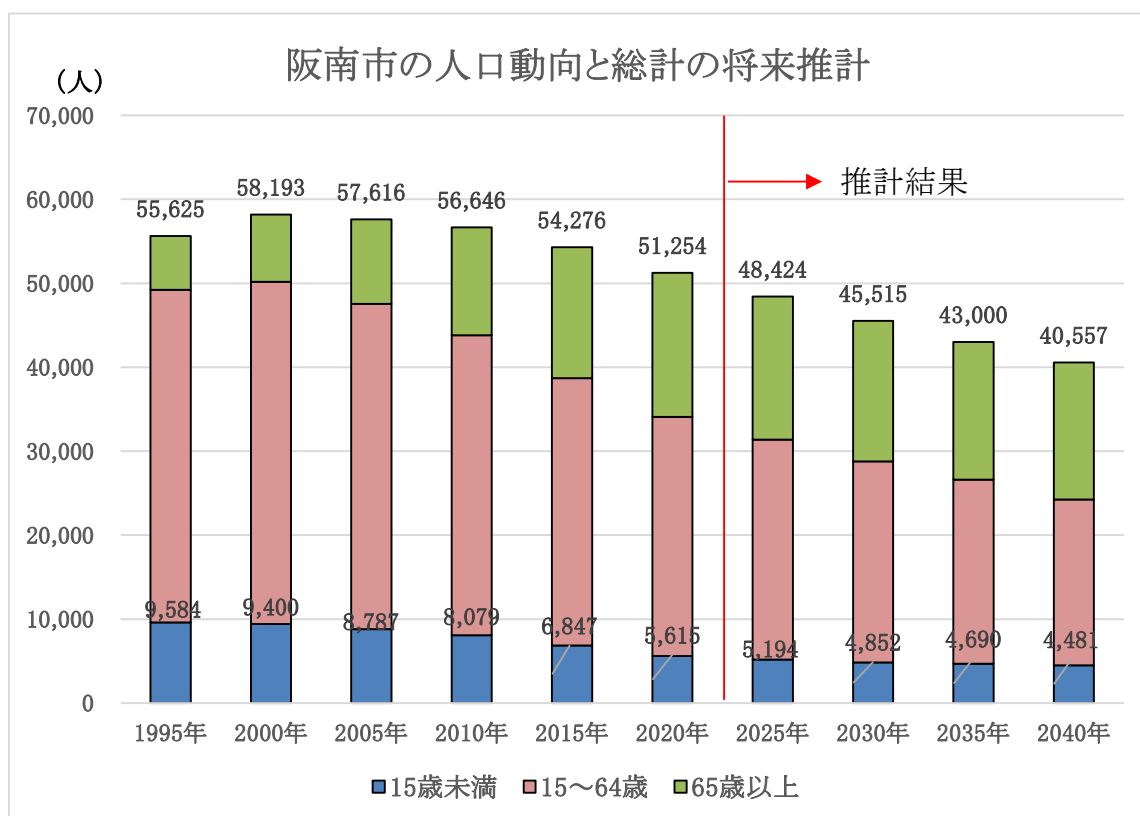
1. 阪南市の人口推移と将来推計

本市の令和2（2020）年の人口は51,254人でその内15歳未満の人口は5,615人であったが、近年は減少傾向となっている。国立社会保障・人口問題研究所（以下、「社人研」という）が公表している「日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）」をみると、令和22（2040）年には、本市の総人口が36,473人でその内15歳未満の人口は2,623人まで減少するとともに、少子化のさらなる進展が予測される。（図1 阪南市の人口動向と社人研の将来推計 参照）

また、令和4年3月に作成した阪南市総合計画（以下、「総計」という）では、急激な人口減少によるまちの活力低下を防ぐため、総合的かつ計画的にまちづくりを進めることで、令和17（2035）年の人口を43,000人令和22（2040）年の人口は40,557人になると推計している。（図2 阪南市の人口動向と総計の将来推計 参照）



<図1 阪南市の人口動向と社人研の将来推計>



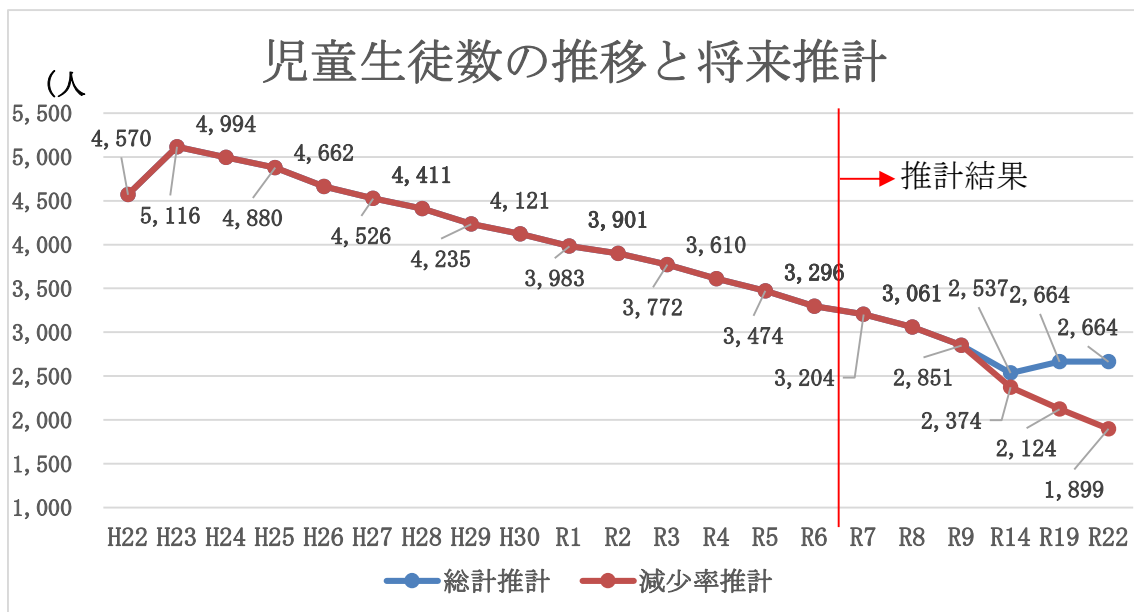
＜図 2 阪南市の人口動向と総計の将来推計＞

2. 児童生徒数の今後の見込み

本市の児童生徒数についても、平成 23（2011）年には 5,116 人であったが、人口減少の影響もあり、令和 6（2024）年現在では 3,296 人と 1,820 人減少している。令和 9（2027）年の児童生徒数までは、現在の就学前の子どもの数から予測している。

その後、令和 14（2032）年から令和 22（2040）年までは期間を隔てて、総計の将来推計に基づく児童生徒数（以下「総計推計児童生徒数」という）、及び現在の児童生徒数の減少率に基づく児童生徒数（以下「減少率推計児童生徒数」という）について、それぞれ推計した。

その結果、令和 22（2040）年では総計推計児童生徒数が 2,664 人、減少率推計児童生徒数は 1,899 人となり、いずれの場合においても、今後も児童生徒数が減少していく見込みである。（図 3 児童生徒数の推移と将来推計 参照）

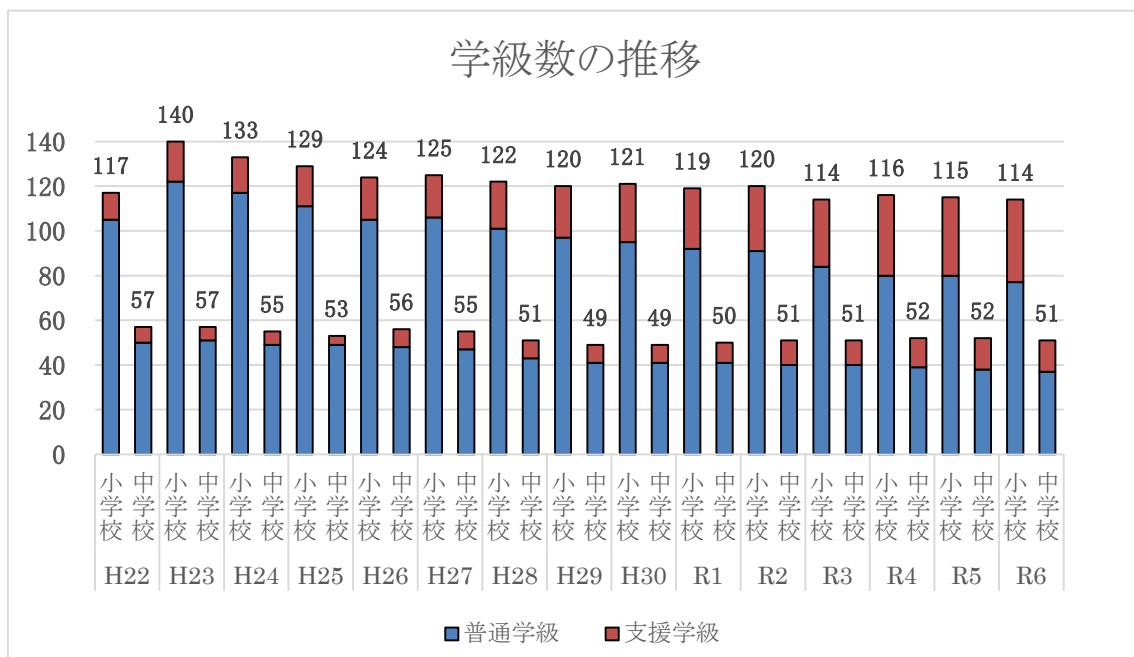


＜図3 児童生徒数の推移と将来推計＞

3. 学校規模の現状と今後の見込み

(1) これまでの学級数の推移

学級数については、児童生徒数が多い平成23（2011）年度では小学校は140学級、中学校57学級であり、令和6（2024）年度は小学校114学級、中学校51学級と児童生徒数の減少と比べて減少傾向が穏やかになっており、要因としては、支援学級の増加によるものとする。（図4 学級数の推移 参照）



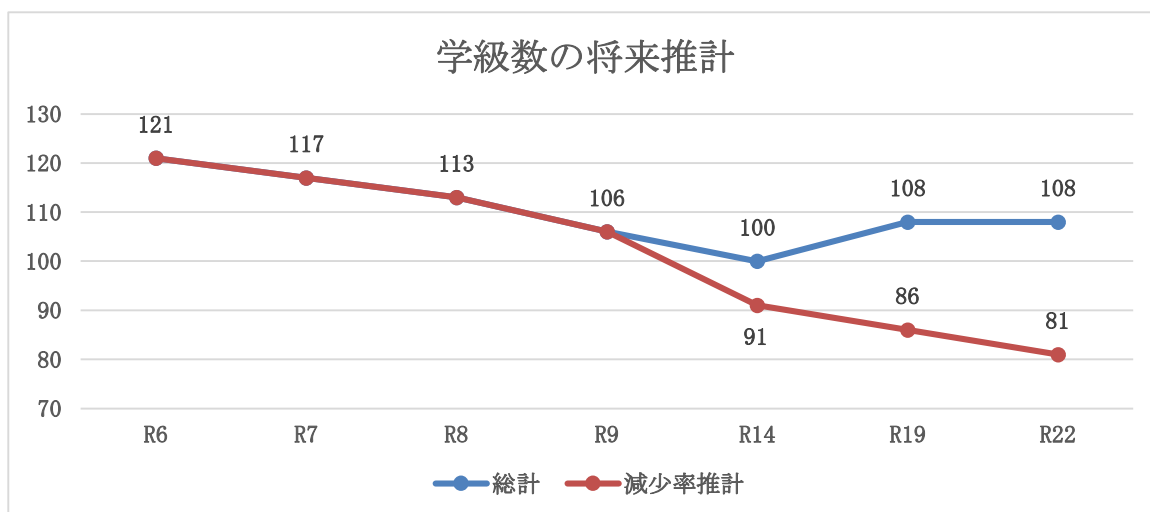
＜図4 学級数の推移＞

(2) 今後の学級数

総計推計児童生徒数及び減少率推計児童生徒数から算出した全体の学級数の推計は、令和22(2040)年度では、それぞれ108学級と81学級と大きく乖離している。

令和6(2024)年度には121学級であり、今後も少子化の影響で学級数が減少し、小規模校化していくことが予想される。

ただし、この学級数の推計は、すべての児童生徒が普通学級に在籍していることを想定しているため、実際の学級数とは異なる可能性もあることに留意が必要である。(図5 学級数の将来推計 参照)



<図5 学級数の将来推計>

(3) 適正規模に満たない学校

統合計画に基づく整理統合により、統合時には各学年複数学級がある学校という目標を達成したが、「(2) 今後の学級数」で示した学級数の将来推計を基に小学校・中学校における学校規模の推計は以下のとおりである。

ア. 小学校

令和6(2024)年度で国の定める標準学級の12～18学級で運用している学校は2校であり、全学年が単学級の学校は1校となっている。

しかし、令和22(2040)年度で総計推計児童生徒数から算出した学級数の推計(以下「最大」という。)の場合は8校の内5校は適正規模となる見込みであるが、減少率推計児童生徒数から算出した学級数の推計(以下「最小」という。)の場合、国の定める標準学級の学校は1校、単学級となる学校は6校となる。また、推計では、令和22(2040)年度までに複式学級となる学校は発生しない見込みである。(表1 各小学校(35人学級)の推計 参照)

<表1 各小学校（35人学級）の学級数の推計>

小学校（35人学級）

学校規模		R6	R7	R8	R9	R14		R19		R22	
学年当たり	学校当たり					最大	最小	最大	最小	最大	最小
3学級超過	19学級以上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2学級以上	13～18学級	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	12学級(全学年2学級)	1	1	1	1	1	1	5	2	5	1
1学級以上	7～11学級	5	4	5	5	4	4	0	1	0	1
	6学級(全学年単学級)	1	2	2	2	3	3	3	5	3	6
複式学級	1～5学級	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計		8	8	8	8	8	8	8	8	8	8

※R14以降の最大は総計推計児童生徒数、最小は減少率推計児童生徒数から算出した学級数の推計

イ. 中学校

令和6（2024）年度で12～18学級で運用している学校は2校で、全学年が2学級の学校は1校である。しかし、令和14（2032）年度以降、最大と最小の場合どちらも適正規模を満たす学校がない見込みである。また、令和22（2040）年度において最小の場合は、1つの学校は単学級が続く見通しである。しかし、令和22（2040）年度までに複式学級となる学校は発生しない見込みである。（表2 各中学校（40人学級）の学級数の推計 参照）

<表2 各中学校（40人学級）の学級数の推計>

中学校（40人学級）

学校規模		R6	R7	R8	R9	R14		R19		R22	
学年当たり	学校当たり					最大	最小	最大	最小	最大	最小
6学級超過	19学級以上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5学級以上	16～18学級	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	15学級(全学年5学級)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4学級以上	13～14学級	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	12学級(全学年4学級)	2	2	2	1	0	0	0	0	0	0
3学級以上	10～11学級	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
	9学級(全学年3学級)	0	0	0	0	1	1	2	2	2	1
2学級以上	7～8学級	1	1	1	1	1	1	0	0	0	0
	6学級(全学年2学級)	1	1	1	1	1	1	2	1	2	2
1学級以上	4～5学級	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	3学級(全学年単学級)	0	0	0	0	1	1	0	1	0	1
複式学級	1～2学級	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計		4	4	4	4	4	4	4	4	4	4

※R14以降の最大は総計推計児童生徒数、最小は減少率推計児童生徒数から算出した学級数の推計

4. 学校規模による課題

(1) 小規模校のメリット・デメリット

本市は人口減少に伴い、児童生徒数が減少する見込みであり、今後既存の学校の小規模校化が進むことが予想されることから、学校の小規模校化によるメリット・デメリットを取りまとめた。(表3 1学級の児童生徒数が少ないことによるメリット・デメリット、及び表4 学級数が少ないことによるメリット・デメリット 参照)

表3は、1つの学級の児童生徒数が少ないことによるメリット・デメリットであり、よりきめ細かな指導ができるといった子どもにとってのメリットが多くあり、多様な考えを思い知る機会が少ないといったデメリットが考えられる。

表4は、学級数が少ないことによるメリット・デメリットであり、必要な教室数が減ることで生まれるメリットや学級数と連動する教員数が少なくなることで生まれるデメリットが考えられる。

このメリット・デメリットは表裏一体の部分であり、対象者(児童生徒、教員、保護者、地域など)により、メリット・デメリットが反対となる可能性もあるため留意されたい。

<表3 1学級の児童生徒数が少ないことによるメリット・デメリット>

1. 児童・生徒が少ないことによるもの

メリット	デメリット
・体験的な学習や校外学習を機動的に行うことができる。[子ども] ・他学年も含め子ども同士のコミュニケーションがとりやすい。[子ども] ・教師が一人ひとりの児童生徒に、よりきめ細かな指導・支援をすることが可能。 ・家庭の状況を含め一人ひとりの個性をより深く理解し、対応できる。[子ども] ・委員会や係・役割を豊富に体験できる。[子ども] ・子どもたちにとって集中しやすい環境をつくりやすい。[子ども] ・人数の関係で入りたい委員会やクラブに入れないことが少ない。[子ども] ・緊急時の小回りが利く。(連絡先が少ない、方針の変更がしやすい)[教員] ・教員が受け持っていない児童の顔や名前を覚えやすく、声掛けや指導がしやすい。[教員] ・個人記録や通知表、指導要録やプリント配付などに要する時間が短くなる。[教員] ・「地域の学校」というイメージをつくりやすい。(コミュニティースクールを含め)[地域] ・保護者間の結びつきが強いものになる。[保護者]	・体育科の球技や音楽科の合唱・合奏のような集団学習の実施に制約が生じる。[子ども] ・子どもが、他者の多様な考えや思いを知る機会が少ない。[子ども] ・他者を尊重する経験を積みにくく、集団の中で自己主張することや、社会性やコミュニケーション能力が身につけにくい。[子ども] ・多様な価値観に触れさせることが困難となり、児童生徒の良さが多面的に評価されにくくなる可能性がある。[子ども] ・クラブ活動や部活動の種類が限定される。[子ども] ・男女比の偏りが生じやすい。[子ども] ・運動会などのイベントの負担が大きい。[子ども・保護者]

※[]については、主に誰に対してのメリット・デメリットかを示したもの

＜表 4 学級数が少ないことによるメリット・デメリット＞

2. 学級数が少ないことによるもの

メリット	デメリット
・学級編成がないため、進級時の不安が少ない。[子ども] ・各活動において異学年と関わる機会が多い。[子ども] ・学校の教室・施設を柔軟に使うことができる。[教員] ・ALT等が英語の授業以外に参画することが容易になる。[教員] ・学年単学級であれば、学年内での意思統一（共有）の時間を取る必要がない。[教員] ・教職員の良好なコミュニティーを形成しやすい。[教員] ・教員の指導の差などの調整が容易である。[教員] ・教員内の情報共有がスムーズである。[教員]	・人数が少なくても特別教室等使う教室に差が生じにくい。[子ども] ・子どもが相談できる教員数が少なくなる。[子ども] ・人間関係が固定化され、人間関係が悪化すると解消が難しい。（逃げ場がない）[子ども] ・児童・生徒間トラブルに教員が対応する時間を確保しにくい。[子ども] ・クラス替えが全部または一部の学年でできない。[子ども] ・学級の雰囲気を変えることが容易でない。[教員] ・運動会の運営等において、クラス対抗が困難。[教員] ・学年で1クラスの場合、相談しながら学級、学年運営ができない。（連携しにくい）[教員] ・教材や行事など、学年のことについて相談できる教員が少ないため、偏ったものになったり、たくさんのアイデアが出たりしにくい。[教員] ・一人の教員が果たすべき校務分掌が多岐にわたる。担当教員が休みの場合、対応が困難。[教員] ・運営に係る一人当たりのコストが高くなる。[行政]

※[]については、主に誰に対してのメリット・デメリットかを示したもの

(2) 既存学校の普通教室の状況

学級数が年々減少しているため、教室に余剰が生まれるのではと思われることも多いが、近年では、少人数指導教室や通級指導教室、その他学校運営上の必要な教室があることに留意されたい。(表 5 学校別教室数一覧 (令和 6 (2024) 年 4 月 1 日時点) 参照)

< 表 5 学校別教室数一覧（令和 6（2024）年 4 月 1 日時点） >

学校名	保有教室数 ①	使用教室数（用途別）				計 ⑥ (④+⑤)	その他教室数 ⑦	
		普通教室			その他の用途 (少人数指導室など) ⑤			
		通常 ②	特別支援 ③	④ (②+③)				
尾崎小学校	18	9	4	(2)	13	5	18	0
西鳥取小学校	15	6	2	(2)	8	5	13	2
下荘小学校	18	11	4	(4)	15	2	17	1
東鳥取小学校	26	14	10	(7)	24	5	29	0
舞小学校	24	6	4	(4)	10	6	16	8
朝日小学校	15	8	4	(2)	12	3	15	0
上荘小学校	14	12	4	(2)	16	0	16	0
桃の木台小学校	20	11	5	(3)	16	6	22	0
小学校計（１）	150	77	37	(26)	114	32	146	11
鳥取中学校	22	12	5	(5)	17	3	20	2
貝掛中学校	28	7	4	(2)	11	7	18	10
鳥取東中学校	20	12	4	(2)	16	3	19	1
飯の峯中学校	12	6	1	(2)	7	3	10	2
中学校計（２）	82	37	14	(11)	51	16	67	15
合計（１）+（２）	232	114	51	(37)	165	48	213	26

※ () の中の数字は実際の普通教室（約64㎡）の利用数

Ⅱ．阪南市のめざす教育のあり方

1．阪南市教育大綱について

第3期となる阪南市教育大綱は令和5（2023）年9月に策定されており、国の第4期教育振興基本計画に規定する根本的な方針を参酌するとともに、府の第2次教育振興基本計画、阪南市総合計画や関連計画との整合を図り、本市の特色を盛り込むことで、阪南市総合教育会議において、本市の教育行政を推進するための基本的な指針として市長と教育委員会が協議・調整を尽くし、市長が策定したものである。

教育大綱では、「誰一人取り残さず 誰もが輝くことができる 協働・共創社会のひと・まちづくり」を基本理念として、社会が大きく変動する中で、将来大人になる子どもたちの主体形成はもとより、すべての市民、団体、地域が豊かな地域社会を形成できるよう、学校教育、家庭教育、社会教育を通して、市と教育委員会が強く連携し、阪南市の宝である子どもたち一人ひとりの豊かな未来のため、また、まちづくりの主役である市民の皆さん一人ひとりの幸福のため、必要な教育施策を着実に実行していくとしている。

一方、教員の働き方改革など、教員に関して一定の課題は残っているが、阪南市のめざすべき教育としての理想が教育大綱には掲げられていると見受けられる。理想と現実のギャップがあるのは理解できるため、理想に近づけるよう働き方改革を始め各種取組の推進を図られたい。

2．学校園教育基本方針について

学校園教育基本方針は阪南市立幼稚園、小学校、中学校での取り組むべき教育推進の方向性や重点事項について教育委員会として明確にするため、毎年見直しを行い、学校園に示されている。

令和6（2024）年度については、令和5（2023）年9月に策定された阪南市教育大綱に基づき、学校園教育基本方針の基本理念及び基本方針を位置づけて作成しており、具体的な内容としては、11の重点項目を設定し、それぞれに取組の重点及び取組項目を定めている。

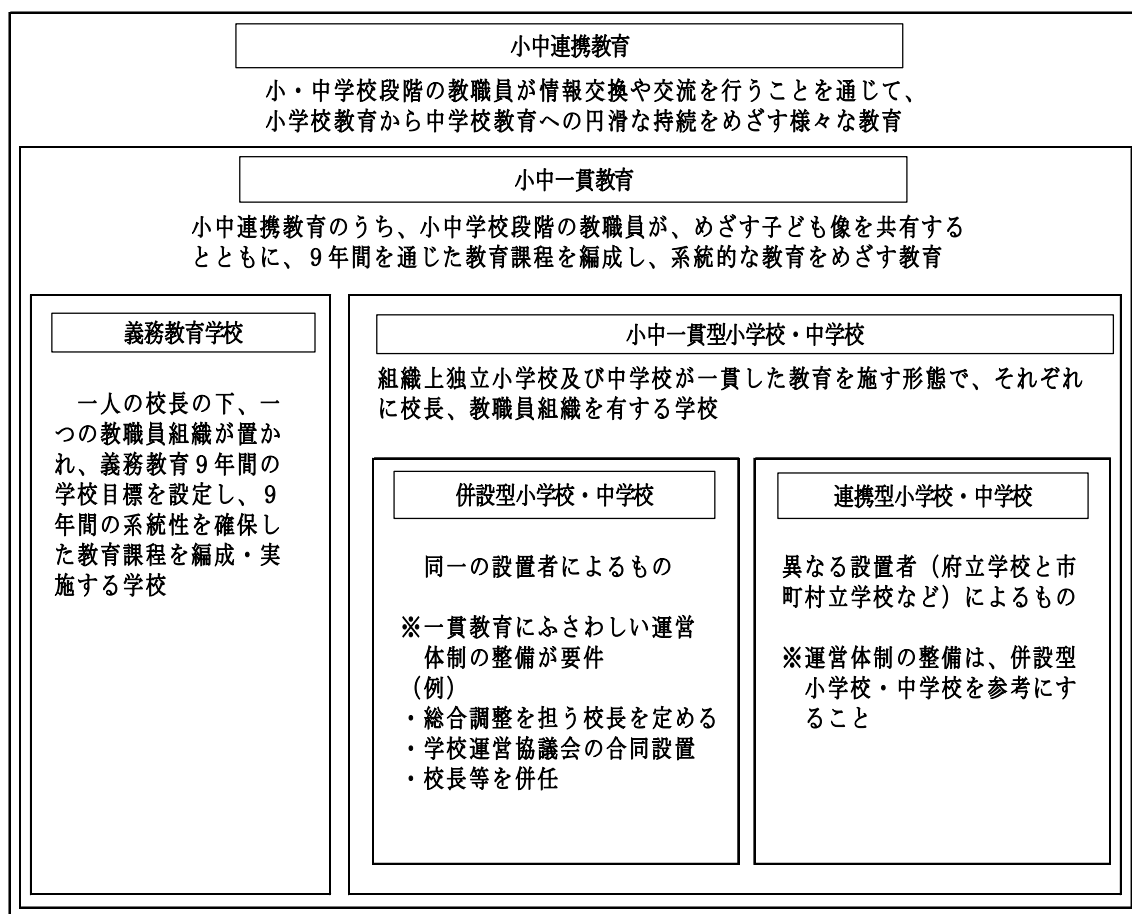
情報活用能力の向上やICTに関すること、保育所、幼稚園、認定こども園、高校、大学等との連携についてなど幅広い分野を網羅しており、毎年度見直しをされていることから、随時検討し、より良い教育が出来るように努められたい。

3. ソフト面についての検討

(1) 小中一貫教育

ア. 概要

平成27(2015)年6月 改正学校教育法が成立(平成28(2016)年4月1日施行)し、9年間の義務教育を一貫して行う新たな学校の種類である「義務教育学校」の設置が可能となった。(図6 小中連携教育 制度上の類型 参照)



＜図6 小中連携教育 制度上の類型＞

イ. 本委員会での意見

本委員会での意見等は下記のとおりである。小中一貫教育の導入等を検討する上では留意されたい。

(i) 期待される効果

- ・義務教育学校は一人の校長と一つの組織で構成されているため、小学校6年制、中学校3年制という枠組みではなく、従来の学制にとらわれない教育方針を推進することができる。
- ・子どもたちが小学校から中学校への進学に際し、新しい環境での学習や生活への適応に戸惑うことによって起きる、いわゆる

「中1ギャップ」の解消への取組等、個に応じた学習指導、生活指導を充実させ、基礎的・基本的な内容を確実に身につけられるようにする指導を一体化することができるとの見方がある。

- ・学習面、部活、見守り体制など、小中の教職員が補い合える。

(ii) 課題

- ・交友関係などが途中でこじれるとリセットしづらくなる。
- ・大阪府では現状、小学校と中学校の両方の免許を持っている教員が多くいるわけではないため、小中一貫教育を導入する際は一部の教員に負担がかかることになり、教員配置に際しても考える必要がある。また、校長の業務も従来校と比べて複雑で煩雑になり校長の負担は増える。
- ・市内で従来の小中学校と小中一貫校が混在する場合、保護者や子どもの選択肢確保の観点から、学校選択制の導入や通学距離などの課題を整理する必要がある。

(iii) 導入すべき（部分的に導入できればよい）という意見

- ・本市内に小中一貫校が1校もないことや想像以上の少子化の進行を踏まえ、選択肢を増やすという点から一部の地域からで良いので導入した方が良い。全市的に導入するのではなく、小規模な学校で導入してはどうか。
- ・従来の学年単位ではなく、9年間で個々の能力を伸ばす手助けやサポートをしていくような指導・体制を構築できれば良い。
- ・中1ギャップに対する手立てとして、良い流れになるのではないかと考えている。また、就学前と小学校とのつながりについても考える必要がある。

(iv) 導入する必要はないという意見

- ・教員や教育委員会などの教育関係者、保護者、地域の協力者等それぞれの連携を深めることにより、小中一貫教育と同等の成果を上げることができるし、まだまだ現行でも改善の余地があるのではないかと考える。
- ・本市の地域性やこれまでの歴史、地域の広さや先生方の実情などを総合的に考えれば、現行のままの方が良い。
- ・国が求めているものや本市のモデルになるものと本市の現状とは、かなり乖離している。また、細かなところで課題もあり、加えて阪南市の現状を考えると実現は難しい。

(v) 導入にあたって留意すべき事項

- ・小学校と中学校の教員が一人の子どもの9年間を皆で見るとなると、同一敷地内で職員室も同じとするなど、常に情報共有できる環境が必要である。
- ・小中一貫校を導入するのであれば、適性規模でかつ同一敷地内であるなど施設環境の条件が整っている必要がある。分離型など職員数が同じ環境の下で働けない環境では、机上の空論になりかねない。
- ・小中一貫校に関しては、全体的にはスムーズなイメージがあるが、具体的になると課題も多い。まずは施設環境を整える必要がある。

(vi) その他

- ・小中一貫教育を導入できなくても、絶えず状況は変化するものなので検討は怠ってはならない。
- ・小中学校が完璧に連携することは難しいが、今後の教員不足などを考えると今までどおりで良いという訳でもない。

(2) 学校と地域

ア. 概要

コミュニティ・スクールとは、地域住民らが参加する学校運営協議会を設置した学校のこと、教育委員会には設置の努力義務がある。

イ. コミュニティ・スクールにおける学校運営協議会の3つの機能

- ・学校長の学校運営の基本方針を承認する。
- ・学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べることができる。
- ・教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項について、教育委員会に意見を述べることができる。

ウ. 本委員会での意見

本委員会での意見等は下記のとおりである。学校と地域について検討する上で留意されたい。

(i) 期待される効果

- ・学校が保護者や地域住民の意向を把握するとともに地域と連携・協働しながら開かれた学校づくりを一層進めることができる。
- ・子どもたちから地域の歴史に触れてその魅力を知っておくことで、自分たちの住む地域がより好きになる。

- ・地域、保護者、子どもが参加することで、学校に関心や愛着が生まれ、意見を聞いてもらうことで子どもの自主性・気持ちに沿った運営ができる。

(ii) 課題

- ・授業時間数の確保が困難な中、さらに地域と関わるような取組を行う時間を確保する必要がある。
- ・参加してくれる地域の方が減少している。協議会委員の確保が難しい。
- ・活動が活発になることで、参加するボランティアや教員の負担が増える。

(iii) 導入すべきという意見

- ・地域の人が学校の運営に関わることができる仕組みができる。もっと身近な人たちが参加できる組織になればよい。

(iv) すぐに導入する必要はないという意見

- ・今までの取組も評価し、現状をさらに充実、発展させることで不十分なのか、将来まで考えて導入が子どもたちにとってどうなのか、地域の人々の本音はどうなのかを把握してから判断すべきである。

(v) 導入にあたって留意すべき事項

- ・学校の負担にならないように、どのように導入するかを地域と協議していく。
- ・地域と保護者だけでなく、子どもの参加も実現する。
- ・人口減少、少子高齢化の中、人材を含め、どう組織を立ち上げるのか、現場の教職員に仕事の負担がどこまであるのかなどの検討が必要である。

(vi) その他

- ・地域、保護者、そして子どもももっと学校運営に参加して、学校について真剣に考えることが必要である。
- ・子どもが自分の生まれ育つ地域について知ることは大切なことである。
- ・先進事例についても学び、メリット、デメリットについての確かな判断ができる研修も必要である。

(3) 学校選択制

ア. 概要

(i) 学校選択制

学校選択制の主なタイプは表6のとおりである。指定外就学・区域外就学は、保護者の意向や子どもの状況に合致しない場合等において、教育委員会が相当と認めるときには、保護者の申立により、市町村内の他の学校に変更することができることである。一方、学校選択制は、教育委員会が就学校を指定する前にあらかじめ保護者の意向を確認したうえで、保護者に就学通知を送付するものである。(表6 学校選択制の主なタイプ 参照)

<表6 学校選択制の主なタイプ>

自由選択制	市内の全ての学校のうち、希望する学校に就学を認めるもの
ブロック選択制	市内をブロックに分け、そのブロック内の希望する学校に就学を認めるもの
隣接区域選択制	従来の通学区域は残したままで、隣接する区域内の希望する学校に就学を認めるもの
特認校制	従来の通学区域は残したままで、特定の学校について通学区域に関係なく、市内のどこからでも就学を認めるもの
特定地域選択制	従来の通学区域は残したままで、特定の地域に居住する者について、学校選択を認めるもの

イ. 本委員会での意見

本委員会での意見等は下記のとおりである。学校選択制について検討する上で留意されたい。

(i) 期待される効果

- ・子どもが自分の個性にあった学校で学ぶことができるようになる。
- ・選択の幅が広がり「いじめ問題」等に対応できる。
- ・学校側も特色ある学校づくりに意欲的になる。

(ii) 課題

- ・通学距離が長くなることに伴う安全確保が問題となる。
- ・学校と地域との関係が希薄化する。
- ・学校が選ばれる立場になると、学校の特色や話題性により学校間に人気の差ができ、児童生徒が一方の学校に偏ることが起きるため、適正な規模が保てないことになる。

(iii) 肯定的な意見

- ・子どもや保護者にとって、公立小中学校でも学校を自由に選択できることは子どもの個性を伸ばすことにつながる。
- ・学校を選択することで自主性が芽生えるのではないかと期待する。
- ・学校選択制の主旨は理解し、個性や持っている能力を伸ばすことは、否定しない。事例を見て研究する必要がある。

(iv) 否定的な意見

- ・他市では色々な地域から集まってきて地域特性に合った教育を実施しているが、阪南市が同じような教育ができる環境にはない。

(v) 導入にあたって留意すべき事項

- ・他市では学校を統合して子どもたちを集めて2クラスにし、特認校として校舎を新築して義務教育学校を始めようとしている。このように大胆なことをやろうとするのであれば学校選択制を導入しても良いが、なかなか思うようにはいかない。

(vi) その他

- ・特色ある教育は特認校を導入しなくても実施できる。
- ・少人数学級を推奨しながら、更に支援教育を集めてできるような学校があれば、特色がある学校として導入する価値があるかもしれない。
- ・小学校の児童の登下校を考えると一番近くの学校で、帰ってきて一緒に遊べるのが、子どもたちの本音だと思う。
- ・自由選択制やオンライン通信の活用を含めた自由な学校選択を含め、不登校児童生徒への支援も推進していただきたい。
- ・学校に通うことが難しい子どももいることから、教育支援センターの運営の充実をはじめ、フリースクールなどとの連携や活用も検討してはどうか。

(4) 支援教育

ア. 概要（背景・経過）

平成19年4月 学校教育法等改正

可能な限りともに教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法を改善・充実。

平成23年3月 障害者基本法の一部改正

本人・保護者の意向を可能な限り尊重し、交流及び共同学習を積極的に推進。

平成25年9月 学校教育法施行令の一部改正

認定就学制度を廃止し、本人・保護者の意向を可能な限り尊重。総合的判断により就学先を決定していくことを定める。

平成28年4月 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の施行。(障害者差別解消法)

差別の禁止、合理的配慮の提供等を定めたインクルーシブ教育システムの構築に向けた仕組みの整備。

イ. 本委員会での意見

本委員会での意見等は下記のとおりである。支援学級について検討する上で留意されたい。

(i) 期待される効果

- ・大阪府教育振興基本計画における後期事業計画の基本方針の一つでもある障がいのある子ども一人ひとりの自立を支援するための環境が整備され、子どもの自立と社会参加に向けた「自立活動」が充実する。

(ii) 課題

- ・支援学級数の増加により、各校において支援学級教室をどのように確保するかということが大きな課題となっている。
- ・必要とする支援員をどのように確保するかが課題となっている。

(iii) その他

- ・通常の学級に在籍しており、授業にもついていけるが、あまり学校に行きたくない児童が通う場所を整備できないか。
- ・支援学級の担任で特別支援学校教諭免許状を保有している教員は半分に満たない状況であり、その免許を持たない教員は研修を受講する等の方法により、支援教育に関する知識理解を深めている。

(5) 少人数学級

ア. 概要

令和3(2021)年4月1日に「公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律(いわゆる「学級標準法」)の一部を改正する法律」が施行された。

この制度では、少人数による指導体制の計画的な整備について、小学校における学級編成の標準を、令和7（2025）年度までに35人に段階的に引き下げることとするものである。

イ．本委員会での意見

本委員会での意見等は下記のとおりである。少人数学級について検討する上で留意されたい。

（i）期待される効果

- ・児童生徒一人ひとりに注意が行き届きやすく、学習面や生活面できめ細かな指導ができる。
- ・教員の長時間労働の改善が見込まれる。
- ・新型コロナウイルス感染症を始めとする感染症の対策になる。

（ii）課題

- ・教室数の確保。
- ・少人数学級を実現するために教員の数を増やすことが、今の財政状況で可能なのか。

（iii）導入にあたって留意すべき事項

- ・35人という学級編成の人数も大切だが、教員の数にも着目する必要がある。

（iv）その他

- ・児童生徒のためには、子どもの人数を減らし、学習の理解度に応じたクラスを編成し、学級運営するべきである。
- ・少人数学級というより、個々の能力を伸ばしていくような指導サポートが必要である。
- ・子どもの立場だけではなく教員にとっても、学級編成の人数を引き下げないと教育の質を担保できないのではないのか。

（6）阪南GIGAスクールビジョン

ア．概要

文部科学省が打ち出した「GIGAスクール構想」に基づく、小中学校におけるICT教育の環境整備に伴い、めざすべきICT教育の目標や内容を「阪南GIGAスクールビジョン」としてとりまとめ、これに沿って学校教育活動が取り組まれている。（表7 阪南GIGAスクールビジョンの概要 参照）

<表7 阪南GIGAスクールビジョンの概要>

阪南GIGAスクールビジョン	
・タブレット端末を用いて積極的に、かつ意欲的に、探究心をもって学びに向かう子どもの育成 ・学習ツールを活用し、自ら最適な学びを探し出し、課題を解決できる子どもの育成 ・コミュニケーションツールを活用して、他者とよりよく繋がれる子どもの育成 ・ICTを駆使して、広く未来や国際社会で活躍できる子どもの育成	
4つのキーワード	
①授業改革	～「1人1台端末」の環境のもと、学びはより良い方へ「転換」され、「深化」する～
	・1人ひとりの反応を踏まえた双方向型の「一斉学習」 ・1人ひとりの理解度により選択できる「個別学習」 ・多様な考えを生かし深めることができる「協働学習」
②新しい学習活動	～探究活動を充実させる～
	・課題の設定、情報の収集、整理と分析、まとめ表現
③家庭学習の充実	～個に応じたまなび方を充実させる～
	・学習の個別最適化、学習内容の復習
④教員の働き方改革	～校務・授業のスリム化を図る～
	・校務支援システムの導入、子ども・教材と向き合う時間の確保

イ. 本委員会での意見

本委員会での意見等は下記のとおりである。阪南GIGAスクールビジョンを進めるにあたって留意されたい。

(i) 肯定的な意見

- ・新しい時代に対応する力が必要である。
- ・一人一台端末は学習状況や地域を問わず、感染症や災害時でも学べるといった環境をもっと推進した方が良い。
- ・移動時間が伴うために半日かけた研修でも、オンラインによって教員自身の都合に合わせて効率的に学ぶことができる。

(ii) 推進にあたって留意すべき事項

- ・子どもたちが変化を前向きに受け止め豊かな創造性を備え、持続可能な社会の担い手として予想不可能な未来社会を自立的に生き、社会に参画するための資質能力を一層着実に育成していくことが早急な課題である。
- ・現代社会ではICTは重要であると考えるが、教育の優先部分として、子どもの教育的成長部分で重要な課題・問題点への取組は、人と人が顔と顔を突き合わせて行うことが誤りのない解決方策である。

(iii) その他

- ・ やってはいけないこと、決まりが多い。
- ・ オンラインの活用については無限の可能性はある。なかなか学校に行けない児童生徒が放課後に先生とオンラインにより学校の雰囲気を感じながら学習したり、学級の様子を映して徐々に子どもたちと交わったりしながら、段階を踏んで学校で子どもたちと一緒に過ごすための取組を行うことも考えられる。
- ・ 保護者も見られるようにして、連絡用に使用する、子どもの発達段階の違いで個別に宿題を出すなど、もっと活用できる。

(7) 海洋教育

ア. 概要

海洋教育は、海洋と人間の関係についての理解を深めるとともに、海洋環境の保全を図りつつ、国際的な理解に立った平和的かつ持続可能な海洋の開発と利用を可能とする知識、技能、思考力、判断力、表現力を有する人材の育成をめざすものである。

イ. 本委員会での意見

本委員会での意見等は下記のとおりである。海洋教育を進めるにあたって留意されたい。

(i) 肯定的な意見

- ・ 実際に我が子も保育所では地引き網の体験から始まり、小学校に入ってから学年ごとに里海公園の生き物観察や海岸清掃、アマモを実際に育てる等の経験を通して環境問題にとっても興味を持つことができた。
- ・ 立派な歴史に残る教材である。
- ・ 阪南市の特性を生かした教育である。

(ii) 推進にあたって留意すべき事項

- ・ 山、川、海の循環を踏まえ、各校区の特色を生かした海洋教育の実践は素晴らしいが、海洋だけでなく幅広くSDGsによる環境教育の取組の一環として各学校の取組をオンラインで発表し合い、阪南市の環境について未来に引き続いていくための知識と体験を得る学びとして、発展させていただきたい。

(iii) その他

- ・ 海洋教育における体験教育を全市的に取り組んでほしい。
- ・ 郷土学習の中に入れてほしい。

(8) 英語教育

ア. 概要

伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度、豊かな語学力、異なる文化・価値を乗り越えて関係を構築するためのコミュニケーション能力、新しい価値を創造する能力、主体性・積極性、包摂性、異文化・多様性の理解や社会貢献、国際貢献の精神等を身に付けて様々な分野・地域で国際社会の一員として活躍する人材を育成することが求められている。

本市では現在、中学校には1校に1人、小学校には2校に1人の外国語指導助手（ALT）を配置するなどにより英語教育の充実に取り組まれている。

イ. 本委員会での意見

本委員会での意見等は下記のとおりである。英語教育を進めるにあたって留意されたい。

(i) 肯定的な意見

- ・試験のための能力ではなく、外国人と接することが日常的となり、色々な考え方に興味・関心を持てるようになるために、外国語指導助手（ALT）は必要である。

(ii) その他

- ・グローバル化でこれからも必須の言語である。
- ・大学受験が変わらない限り、授業で取り入れることも難しいとは思いますが、もっと会話を中心に取り入れてほしい。
- ・幼少期から英語に楽しく慣れ親しむことにより、外国へ興味・関心が高まる。

4. ハード面についての検討

(1) 施設の老朽化等

ア. 概要

本市の学校施設は、昭和40年代から始まった大規模住宅開発による急激な人口増加に伴う児童生徒数の増加にあわせて集中的に整備が行われた。

それらほとんどの学校施設が建設されてから30年以上を経過しており、校舎及び屋内運動場の構造躯体については、耐震補強等を実施することで、すべて耐震基準を満たしているが、全体的に老朽化又は機能低下が進行している状況で、老朽化した学校施設の修繕や建替えに多額な費用が必要になり、これらの適正な維持管理が課題である。

イ. 本委員会での意見

本委員会での意見等は下記のとおりである。施設の老朽化等について検討をする上で参考とされたい。

(i) 主な意見等

- ・50年や80年も校舎を使用するとなると老朽化だけでなく、想定以上の維持費用がかかるのではないか。
- ・建物が新しく綺麗で機能面がよくなると、子どもたちの気持ちの余裕や活動への意欲も違うのではないか。
- ・殺風景で無機質な学校ではなく、木のぬくもりが感じられるなどハード面でも子どもの意見が反映できれば良い。
- ・ハード面の話だが、ソフト面も組み合わせて考える必要がある。本市の人口規模から適正な学校数ということだが、市民は市域に広く居住されているので、単純計算では難しいかと思う。
- ・老朽学校の長寿命化の有無の取捨選択を早期に実施し、長寿命化を選択した学校は、児童生徒・教員が安心・安全な学校生活を送ることができる施設内容に改修する。特に、命や人権にかかわる体育館の空調設備設置、児童生徒・教員が必要とするトイレなどは、早期の取組が必要である。

(2) 防災機能

ア. 概要

文部科学省は「避難所となる学校施設の防災機能に関する事例集」の中で、学校施設が避難所としての役割を担うためには、立地環境が安全であること、構造部材の耐震性や非構造部材の耐震対策、施設全

体の耐火性など、施設として安全性が確保されていることが重要である。また、地域の避難所となる学校施設の防災機能の整備に当たっては、防災担当部局と連携を図り、ソフト面や学校機能と防災機能との役割を分担しながら整備を進めていくことが重要である。

イ. 小中学校の防災機能の状況

本市の小中学校に備わっている防災機能や阪南市総合防災マップで記載している防災機能については、表 8 のとおりとなる。(表 8 小中学校の防災機能状況 参照)

＜表 8 小中学校の防災機能状況＞

学校名	防火水槽	防災無線 スピーカー	備蓄倉庫	指定避難所又は 指定緊急避難場所	災害用臨時 ヘリポート	救援部隊拠点
尾崎小学校	●	—	—	●	—	—
西鳥取小学校	—	●	—	●	—	—
下荘小学校	—	—	—	●	—	—
東鳥取小学校	●	●	—	●	—	—
舞小学校	—	●	—	●	—	—
朝日小学校	—	—	—	●	—	—
上荘小学校	●	●	—	●	—	—
桃の木台小学校	●	●	—	●	●	—
鳥取中学校	●	●	—	●	—	●
貝掛中学校	—	—	—	●	—	—
鳥取東中学校	●	—	●	●	—	—
飯の峯中学校	●	—	●	●	—	—

ウ. 本委員会での意見

本委員会での意見等は下記のとおりである。小中学校の防災機能をする検討する上で参考とされたい。

主な意見等

- ・体育館に空調設備がないため、受け入れることができないと思う。
夏の暑い時期に、体育館に多くの人が集まると 2 次災害が想定されるくらい暑い。それを考えると、一般の方々の受け入れは、空調設備がある教室で受け入れるのが、現実的な対応になるのではないか。鳥取中学校は体育館も広いし、トイレも市内中学校と比較しても整備されている方であるが、他の学校は多くの避難者を受け入れた場合、トイレの数や水などが不足するのではないか。市役所や自衛隊等の支援を除いて考えると、水、トイレ、空調設備に問題が起こると想定する。
- ・子どもたちも防災教育を学ぶべきである。避難訓練を実体験することで災害時の生存率にも影響が出るということも聞くので、日頃の訓練が重要かと思う。また、停電時でもガスで動く空調設備も

あるとテレビで観た。

- ・体育館にクーラー設置は早急に対応すべきである。
- ・「避難所に求められる防災機能」の中で抽出された項目のうち、未改修・未設置・未整備となっているところは、早期対応が必要である。
- ・整理統合によって使用できなくなる学校施設があるとのことだったが、整理統合で使わなくなった施設を防災に使うことはできないか。

(3) 学校跡地の取扱い

ア. 概要

学校跡地及び施設は、子どもたちに良好な教育環境を提供することを目的とした施設であったことから、地域住民の暮らしに深く根ざし支えられてきた歴史と文化を持つものであり、創設以来の歴史的経過と地域住民の思い入れがあり、地域の関心も高いものとする。

施設の活用については、公的な施設としての活用や市民公募による活用方策、また、他の機能を持った施設との複合化等を検討していく必要がある。

イ. 検討の際の留意事項

教育施設から他の用途への利活用を検討する際は、建物の除却や処分を行わない場合に、教育施設としての阪南市公共施設等総合管理計画の改訂版（令和4（2022）年3月改訂）での床面積の削減目標である40%削減が達成できても市が保有する公共施設全体での総床面積の削減につながらないため、公共施設として維持・更新すべき費用として財政的な効果があるのか、またその必要性を十分検討する必要がある。

ウ. 本委員会での意見

本委員会での意見等は下記のとおりである。学校跡地をする検討する上で参考とされたい。

主な意見等

- ・旧尾崎小学校を、公民館、地域交流館、市民活動センターとして利用しているが、他の学校施設についても、有償利用を含めて活用を考えてほしい。また、生み出された財源については、教育に再投資してほしい。
- ・学校跡地の取扱いについても、整理統合後の施設を利活用すると床面積の削減にはならないし、売却処分するとしても必ずしもそれ

が市の財政にプラスになるとは限らない。

- ・元々は子どもたちが過ごす場所だったので、遊び場所も減ってきているなか、子どもたちにとって意味のある施設ができると良い。
- ・阪南市民病院のように維持管理・運営等を民間の資金や経営・技術的能力を活用した高齢者施設(阪南市民優先)等を誘致し、市民への福祉向上、人口・市収入増につなげる。また、活用方法を見いだせない場合は、売却処分を検討する。

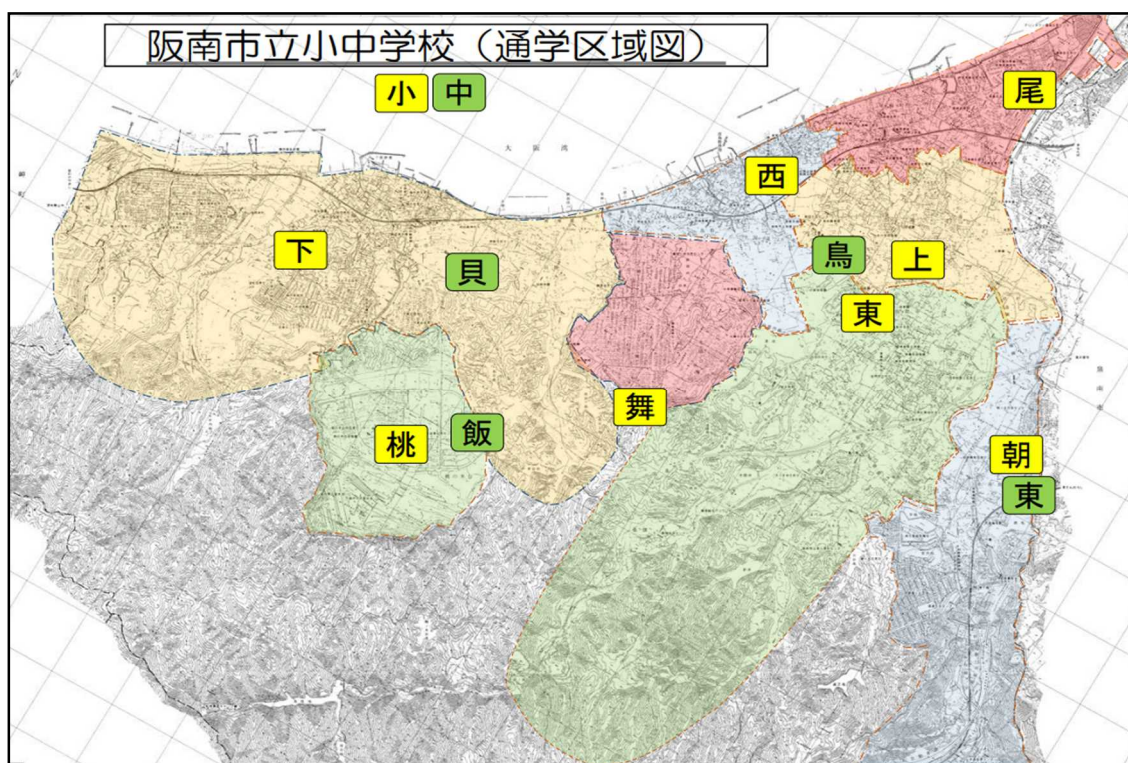
(4) 校区と通学

ア. 概要

本市の校区については、旧4ヵ村の小中学校区が基礎となっており、その後の人口急増期にこの4ヵ村から分離する形で校区が分割され、学校を新設する際に校区を巡る問題が生じることがないように、当時は一部の地域で保護者（子ども）が就学する学校を選択できる調整区域を設けていた。現在の小学校の通学区域は次の小学校区域のとおりである。（図7 小中学校通学区域図 参照）

本市の学校配置の地理的な特性として、通学区域（学校区）に対して学校の位置が中心部より偏りがある学校が多く存在する。（尾崎小学校、上荘小学校、東鳥取小学校、舞小学校、朝日小学校、鳥取中学校、鳥取東中学校、飯の峯中学校）

また、尾崎小学校、朝日小学校、鳥取東中学校については、隣接市町の行政界付近に学校が配置されていることから、本市の行政区域を網羅するには非効率な配置状況と言える。



<図7 小中学校通学区域図>

イ. 本委員会での意見

本委員会での意見等は下記のとおりである。校区と通学をする検討する上で参考とされたい。

主な意見等

- ・本市の中学校の母体校は鳥取中学校なので、そこから分かれて現在に至るのだが、また統合することで校区が広くなると、中学校でも通学に関しては難しい問題が出るのではないかと。
- ・小学生、特に低学年の自転車通学については危険である。
- ・統合により、通学距離が長くなることが気がかりである。理想のひとつとしてスクールバスもあるが、財政的なこともある。また、現校区は学校の所在地が偏っているという説明もあったが、仮に統合するとしても、生徒の通学距離に応じて学校を選択できるという制度も保護者や子どもの選択肢として必要ではないかと。
- ・通学とオンラインを組み合わせた学校のしくみを考えることで校区と通学についても内容が変わるのではないかと。
- ・徒歩での通学については、地勢の高低差を考慮して実際に子どもたちが歩くことができる時間としていただきたい。

5. その他の検討

(1) 留守家庭児童会

ア. 概要

(i) 設置目的

児童福祉法第6条の3第2項の規定に基づき、放課後児童健全育成事業として、保護者が労働等の事由により昼間家庭にいない児童に対し、適切な遊び及び生活指導の場を提供し、もってその児童の健全な育成を図ることを目的として設置している。

(ii) 施設概要

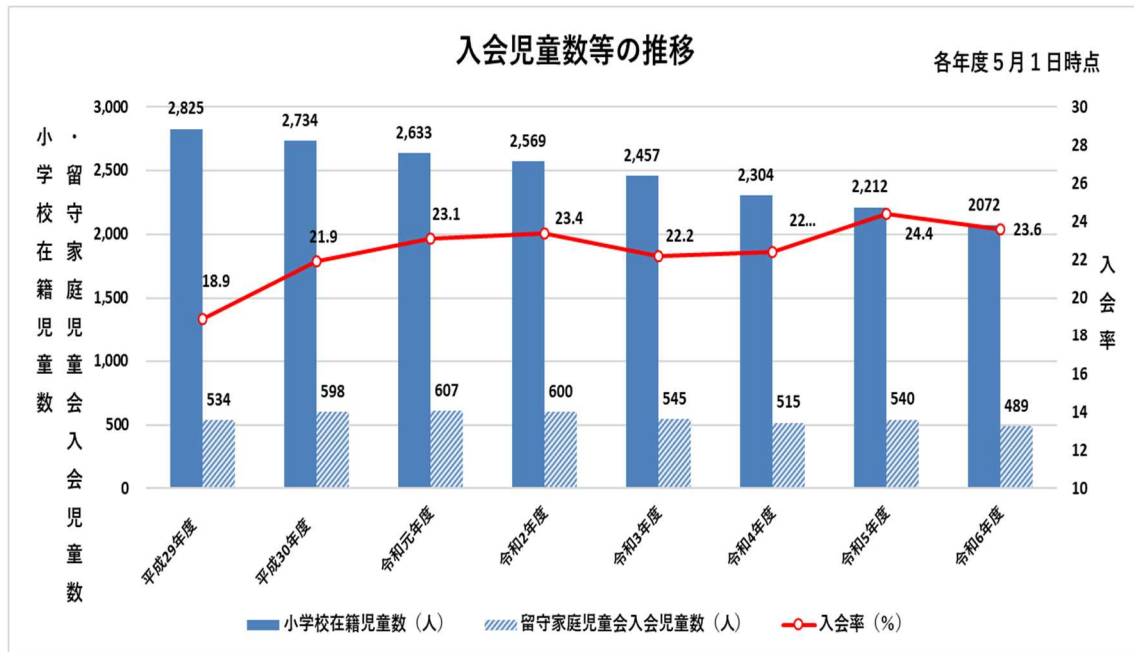
本市では、市内8小学校の敷地内に留守家庭児童会を設置している。そのうち、西鳥取、舞及び朝日の3か所については、校舎内の教室を利用して設置している。(表9 留守家庭児童会の施設概要 参照)

<表9 留守家庭児童会の施設概要>

児童会名	施設種別	建築年	建築構造	延床面積 (㎡)	部屋数	事業費 (千円)
尾崎留守家庭児童会	専用施設	H12	鉄骨造 1階建て	102.1	1	15,309
西鳥取留守家庭児童会	校舎内	S43	鉄筋 コンクリート	128	2	-
下荘留守家庭児童会	専用施設	H30	鉄骨造 1階建て	144.5	2	57,387
東鳥取留守家庭児童会	専用施設	H29	鉄骨造 2階建て	353.1	3	133,842
舞留守家庭児童会	校舎内	S50	鉄筋 コンクリート	64	1	-
朝日留守家庭児童会	校舎内	S53	鉄筋 コンクリート	112	2	-
新上荘留守家庭児童会	専用施設	H22	鉄骨造 2階建て	190.7	2	29,147
桃の木台留守家庭児童会	専用施設	H30	鉄骨造 1階建て	273.6	3	88,909
					合計	324,594

(iii) 入会児童数等の推移

児童数が減少傾向にあるなか、留守家庭児童会入会率が上昇傾向になっており、留守家庭児童会の入会を望む人の割合が多くなっている。(図8 入会児童数等の推移 参照)



＜図 8 入会児童数等の推移＞

イ. 本委員会での意見

本委員会での意見等は下記のとおりである。留守家庭児童会について検討する上で参考とされたい。

主な意見等

- ・留守家庭児童会の支援員の方から手厚い保育を受けている。退職等で支援員が頻繁に入れ替わらないよう、また、引続き、子どもたちが楽しんで保育を受けられるように処遇改善を望む。
- ・今後、更に共働き家庭が増えて必要となるので充実させていくべきである。
- ・職員の待遇などを改善してよりよい人材を確保することが求められる。

(2) 財政

ア. 本市の財政状況について

本市では、高齢者人口（65歳以上）が増加、生産年齢人口（15歳以上65歳未満）の割合の減少、公共施設等の老朽化などといった課題を解決するために行財政構造改革を行ってきたが、今後の財政シミュレーションでは収支不足が増大し、財政再生団体への転落も危惧されたことから、令和3（2021）年2月18日に「財政非常事態宣言」を発出している。

このような中、現在の危機的な財政状況を回避・回復させるととも

に今後、将来世代に過度な負担を残さないよう、これまでの取組についてその目標や効果等を徹底的に見直しながら、持続可能な行財政運営を確立するためにも、令和3（2021）年9月に「阪南市行財政構造改革プラン改訂版」（以下「プラン改訂版」という。）を策定し、鋭意取り組んでいる。

プラン改訂版では財政非常事態宣言の3つの解除基準（詳細は後述）があり、令和4年度は2項目、令和5年度は3項目ともクリアしており、令和6年度決算における財政非常事態宣言解除をめざしており、好転の兆しがあるといえる。

イ．プラン改訂版の概要

（i）財政非常事態宣言の解除基準について

財政非常事態宣言の解除基準は次のとおりである。また、3年連続で次の基準を2つ以上満たす必要がある。

- ①決算時に財政調整基金を取り崩さないこと
- ②財政調整基金が15億円（標準財政規模の10%+ α （災害対策等）以上）
- ③経常収支比率が95%以下

（ii）プラン改訂版の取組について

プラン改訂版では持続可能な財政運営をめざして、大きく4つの項目に分類し、取組を行っている。また、市の保有する公共施設等について取りまとめて、方針を定めている。

- ①働き方改革・人材育成・協働
（例：人材育成の強化、総人件費の適正化）
- ②財源の積極的な確保
（例：自主財源の確保・拡充、未利用財産等の利活用・処分）
- ③事務事業の見直し等
（例：公共施設の再構築、事務事業の見直し）
- ④特別会計等の経営健全化
（例：各特別会計・企業会計の経営健全化）

（iii）プラン改訂版の取組の内、教育施設関連部分

プラン改訂版では「事務事業の見直し等」という取組項目の1つとして小中学校のあり方の検討があり、「今後の児童生徒数の状況、地理的条件及び地方交付税の算定基準等を踏まえ、今後、市が維持すべき学校数を検討します」と明記されている。

ウ．本委員会での意見

本委員会での意見等は下記のとおりである。財政について検討する上で参考とされたい。

主な意見等

- ・本市の財政状況が厳しいということと、学校教育のあり方をどうするかということを天秤にかけるようなことには疑問を感じる。財政状況が厳しいから、学校教育が縮小し質が低下するというふうに受け取ってしまう。
- ・市役所の目標だけが達成され、その結果、子どもたちにしわ寄せがいてしまうという、最悪のシナリオということにならないように、どこかは痛みを負っても、どこかで改善や質が向上するようなことがなければ、皆さんのご理解が得られないのではないか。
- ・市の財政が破綻してしまえば全市民に関わることなので、財政状況を度外視した議論をするのは現実離れしている。それぞれの家庭の家計に置き換えてみても、当然のことだと思う。
- ・市役所で色々と苦勞し、取り組みされているということは重々理解するし敬意を表すが、我々の希望としては、例えば公共施設の床面積の削減についても、一律ではなく教育関係施設に手当てし、未来を担う子どもたちにお金をかけていただきたい。そうでないと明るい未来はないと思うので、ぜひ今後、一律削減というのは再考願いたい。

Ⅲ. 阪南市立立学校の適性規模・適正配置のあり方

1. 小中学校の適正規模・適正配置の検討にあたって

(1) 現行の法制度

ア. 学校規模の標準、学校配置の基準

学校規模の標準は、文部科学省が所管する「学校教育施行規則（第41条）」において表10のとおり定められており、その運用については、「地域の実態その他により特別の事情があるときはこの限りではない」と、弾力的なものとされている。

また、学校配置の基準は、「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令（第4条第1項第2号）」において、表10のとおり定められており、文部科学省の「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置に関する手引き」において、児童生徒の負担面や安全面を考慮し、地域の実態に即した適切な通学条件や通学手段が確保されるようにする必要があるとされている。

＜表10：学校規模の標準及び学校配置の基準＞

校種	学校規模	学校配置
小学校	12～18学級	おおむね4キロメートル以内
中学校	12～18学級	おおむね6キロメートル以内

イ. 学級編制の標準

学級編制の標準は、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（第3条）」で、表11のとおり定められている。

＜表11：学級編制の標準＞

種別	校種	学年	学級編制の標準
普通学級	小学校	第1学年～ 第5学年	35人
		第6学年	40人（令和6年度まで） 35人（令和7年度から）
	中学校	全学年	40人
複式学級	小学校	16人（1年生を含む場合は8人）	
	中学校	8人	

(2) 阪南市における現状の小中学校の適正な学校規模の基本的な考え方

本市では、統合計画に基づき、小学校は12校から8校まで、中学校は5校から4校まで、統合計画に位置付けている全ての統合を完了した。

統合計画では、単一学級が学校生活における友人関係の固定化を招くおそれがあること、学級間や集団内で切磋琢磨する機会が減少し、発達段階に応じた多様な経験や社会性を高める機会に影響を与えるとの指摘もあったことで、すべての学年においてクラス替えを行うことができるように学校規模と学校配置の基準について、表12のとおり定めている。

＜表12：本市における小中学校の適正規模と学校配置基準＞

校種	学校規模（適正規模）	学校配置
小学校	1学年 2学級から 3学級程度 全体で12学級から18学級程度	国の基準に準ずる
中学校	1学年 4学級から 6学級程度 全体で12学級から18学級程度	国の基準に準ずる

(3) 適正な学校規模・学校配置

ア．望ましい学校規模

本市では、文部科学省の基準を踏まえ、統合計画で、小中学校の学校規模（適正規模）を国が示す学校規模の標準と同様の12学級から18学級を適正規模として定めている。

適正規模の学級数は、児童生徒の視点では、多様な考えに触れながら学ぶことを可能とし、学年でクラス替えができることや、学級数に連動して配置される教員の数も必要数の確保が可能であり、児童生徒にとってより良い教育環境を提供できる、望ましい学校規模であると考ええる。

イ．当面の学校規模・学校配置

本市のまちづくりの歴史や地勢的条件から、現時点で既存の学校を生かした整理統合を見極めるには、不確実な状況である。今後の長期的な動向の中で、建て替えや場所、あるいは小中一貫校といった模索も視野に入れた検討が必要である。先述の推計の期間では、複式学級に至る学校が無いことや校舎の長寿命化により、今回は現状の学区を生かして安全で健やかな成長を育む教育環境を充実させることとし、当面の学校規模・学校配置を次の表13に示す。

＜表 1 3：当面の学校規模・学校配置＞

校種	学校規模	学校配置
小学校	1 学年 1 学級以上 全体で 6 学級以上	徒歩での通学が可能な配置
中学校	1 学年 2 学級以上 全体で 6 学級以上	徒歩及び自転車での通学が可能な配置

ウ．小規模化への対応

本市の児童生徒数は年々減少しており、令和 6 年度において阪南市が定める学校規模（適正規模）を満たさない学校が複数発生している状況となっている。

その状況を打開する代表的な手法として学校の統合があるが、現在の学校施設を利用した統合は、子どもたちの通学時の安全や通学時間の延長、教室数の確保などについて課題が多い状況である。

こうした状況を踏まえ、当面は、学校が小規模化することによるメリットを生かし、校区に根づいた学校運営のもと、少人数ならではのきめ細かな指導を行い、学年間の縦割り活動や I C T 活用による交流の拡充等、可能な限りデメリットを補完していく対応が必要と考える。

2．留意点について

今後の本市における小中学校の運営については、次のことについて留意し取り組まれない。

- 通学を含め、児童生徒の学校生活全般の安全安心を第一に考えられたい。
- 小規模校のメリットを最大限生かす方策とデメリットの解消策や緩和策を積極的に検討し、必要な対策を講じられたい。
- 将来、複式学級が発生すると見込まれる時点で、学校規模の適正化に向けた検討を早急に始められたい。
- 将来的に整理統合を考える必要があることから、児童生徒数の動態を注視しながら、小中一貫教育などを含めあらゆる方策について研究、検討を継続されたい。
- 整理統合は、児童生徒、保護者、教員だけでなく、地域コミュニティ、まちづくりに影響を与えることから、地域への情報提供とともに、説明責任を果たすよう努められたい。

IV. まとめ

1. これからの時代に即した阪南市がめざすべき教育のあり方について

令和5（2023）年9月に示された阪南市教育大綱において、「はんなんの教育」の基本理念として「誰一人取り残さず 誰もが輝くことができる協働・共創社会のひと・まちづくり」を掲げており、基本理念が確実に実現できるよう具体的な取組を進められたい。

また、学校に通うことが難しい子どもたち、支援が必要な子どもたちを含むすべての子どもたちが、学業だけでなく、自己実現や自己肯定感を高めながら、柔軟かつ弾力性のある心を育み、ワクワクするような未来を実現する教育をめざされたい。

2. 今後の児童生徒数の状況、地理的条件および地方交付税の算定基準等を踏まえた本市がめざすべき教育にふさわしい学校数と配置について

本市では、統合計画に基づいて小中学校の統合が進められ、現在、市内には小学校8校、中学校4校が設置されている。

今後、児童生徒数は減少を続け、学校小規模化の加速が見込まれるなか、阪南市のまちづくりの歴史や地勢的条件から、これまで阪南市が実施してきた既存校舎を活用した整理統合の手法については、通学路の安全、教室数の確保を含む校舎の再整備など様々な課題への対応が必要となる。

こうした状況を踏まえ、全学年が単学級となる学校が生じてきた現状を正面から見据えつつ、様々な課題への具体的かつ現実的な対応方策がまとまるまで、当面の間、現校区で小規模学校でのメリットを生かした教育内容の充実に取り組むとともに、デメリットを可能な限り補完しながら、現状の学校運営を継続することが妥当と思料するところである。

一方、少子化等による児童生徒数の減少が継続する限り、将来に向けた規模の適正化の検討、実施は避けられない。その時期については、複式学級化や校舎の老朽化の進行など、ソフト、ハード両面において、児童生徒の学校生活に影響を及ぼす要因が顕著化するまでに取り組む必要があると思料するところである。

3. 前号に掲げるもののほか、阪南市立学校の小中学校のあり方の検討を進めるため、重要と認める事項

これからの学校のあり方については、本答申及び答申を導くまでのプロセスで出された様々な意見、さらに議会や市民など多様なステークホルダーの意見を踏まえ、教育委員会を中心に、学校運営協議会の設置や不登校の児童生徒たちへの対応も含め、教育環境や市全体の状況変化を見極めながら、研究、検討を継続されたい。

さらに、小規模校のまま存置させる場合、小規模校ならではの良さを生かし、交流の機会を拡充させる観点からＩＣＴなどの情報機器を効果的に活用しつつ、市及び各校区ならではの豊かな自然、文化、伝統、産業資源等を最大限に生かし、地域ニーズを踏まえた体験的・問題解決的な活動を積極的に取り入れるなど、児童生徒への教育を充実させる方策を講じられたい。小規模校ならではの良さやよりきめ細かな教育を行うためには、教員の確保、働き方改革も必要であることに留意されたい。

また、将来、学校規模の適正化の具現化に取り組む際は、児童生徒の安全と安心の確保を最優先とし、通学距離及び通学時間の児童生徒の心身に与える影響、学校の教育活動への影響等、子どもたちの健やかな成長の確保、充実に十分検討、配慮されたい。学校の適正化によって生み出された財源は、学校教育へ再投資する仕組みを検討し、ハード面・ソフト面の改善・向上に図られたい。

さらに、学校と地域のまちづくりは密接した関係にあることから、保護者や子どもたちはもちろんのこと、地域に対して丁寧な説明や情報交換をされたい。

おわりに

検討委員会では、教育委員会からの諮問を受け、委員各位がそれぞれの立場から様々な視点で意見を出し合い、慎重かつ活発な議論を行った。

議論を行う上では、令和5（2023）年9月に策定された阪南市教育大綱の基本理念である「誰一人取り残さず 誰もが輝くことができる 協働・共創社会のひと・まちづくり」を念頭に、学校の第一の受益者である子どもの視点に立って、阪南市立学校のあり方について検討を重ねてきた。

本答申では、学校の適正規模・適正配置を進める上で、今後の本市のめざすべき教育のあり方として、その方向性を示している。現在、全国的に少子化が進む中、本市も同様に児童生徒数の減少は続いており、学校の小規模化は今後も更に進行するものと予想される。国が示す学校規模の標準（適正規模）は、「12～18学級」であり、本市は令和2年までに統合計画に基づく取組を完了させている。さらなる統合による学校数と配置については、地域の特性を踏まえ、通学距離、通学時間に伴う安全性の確保の問題等、より良い教育環境とするため、さらに具体的に整理した上で、検討を深め取り組んでいく必要がある一方で、適正規模に満たない学校が直ちに教育環境として望ましくないとは言えず、小規模校にはその特性を活かした良さがあるという観点も踏まえ、適正規模・適正配置のあり方についてとりまとめたものである。

今後、小規模化が進む学校について、一定の集団規模を確保し、多様な考えに触れるための工夫を行い、児童生徒数の推移に注視しつつ、複式学級が編制される前の早い段階から、具体的な検討を進めるとともに、保護者や学校等の関係者と継続的に検討・協議する体制を整備し、小中学校の適正規模・適正配置に向けた取組を進められたい。

なお、検討の過程では委員各位から様々な意見が出され、それらをこの答申にまとめてきたが、教育委員会においては、今後、具体的に小中学校の適正規模・適正配置に取り組むにあたって、本答申の内容のみならず、検討委員会における検討経過や委員各位の意見も十分に踏まえ、子どもたちにとってより良い教育環境の整備に努められたい。

最後に、委員各位の熱心な議論により、本答申を取りまとめることができたことに深く感謝申し上げます。

令和7年2月

阪南市立学校のあり方検討委員会
会長 北浦 米造

資料編

1. 諮問

(1) 諮問事項

- ①これからの時代に即した本市がめざすべき教育のあり方について
- ②今後の児童生徒数の状況、地理的条件および地方交付税の算定基準等を踏まえた本市がめざすべき教育にふさわしい学校数と配置について
- ③前号に掲げるもののほか、阪南市立学校の小中学校のあり方の検討を進めるため、重要と認める事項

(参考資料：諮問書)

2. 検討経過

(1) 第1ターム（ソフト面についての検討）

●令和4年3月から（第1回～第4回）

小中一貫教育、学校と地域、学校選択制、支援教育、
少人数学級、新しい時代に求められる教育について

第1回：令和4年 3月24日（木）

第2回：令和4年 7月12日（火）

第3回：令和4年10月17日（月）

第4回：令和5年 1月16日（月）

中間報告：令和5年 2月15日（水）

(2) 第2ターム（ハード面についての検討）

●令和5年4月から（第5回～第7回）

施設の老朽化等、防災機能、学校の跡地の取扱い、校区と通学、
留守家庭児童会、財政

第5回：令和5年 5月11日（木）

第6回：令和5年 8月 8日（火）

第7回：令和5年11月15日（水）

中間報告：令和5年11月20日（月）

(3) 第3ターム（今後の学校のあり方（答申）についての検討）

●令和6年1月から（第8回～）

第 8 回：令和6年 2月 9日（金）

第 9 回：令和6年 5月 15日（水）

第10回：令和6年 8月 21日（水）

第11回：令和6年 12月 17日（火）